

沖縄県における令和5年10月1日の酒類の手持品課税等

令和5年10月1日の酒税率の改正及び「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（以下「沖特法」という。）による酒税の軽減割合の変更に伴い、手持品課税（戻税）（以下、「手持品課税等」という）が実施されます。

沖縄県においては、沖特法により酒税額の軽減を受けた酒類（沖特法適用酒類）があり、沖特法適用酒類の内、単式蒸留焼酎**以外**の酒類（ビール等）は、令和5年10月1日から沖特法の軽減割合が変わりますので、ビール等の沖特法適用酒類についても手持品課税等が実施されます。

沖縄県内における手持品課税等の申告書は、本則税額用と、沖特法適用酒類用の2種類ありますので、裏面の「手持品課税等の申告対象判定フローチャート」で確認し、申告が必要となる場合は、令和5年10月31日までに申告し、令和6年4月1日までに納付することになります。

手持品課税等の申告等の手引及び申告書等の様式は、後日、国税庁ホームページで案内されますのでご確認ください。

※ 沖特法適用酒類の内、単式蒸留焼酎については、令和6年5月15日、令和8年及び令和11年の5月15日に沖特法による酒税の軽減割合が変更されますが、手持品課税等の実施はありません。

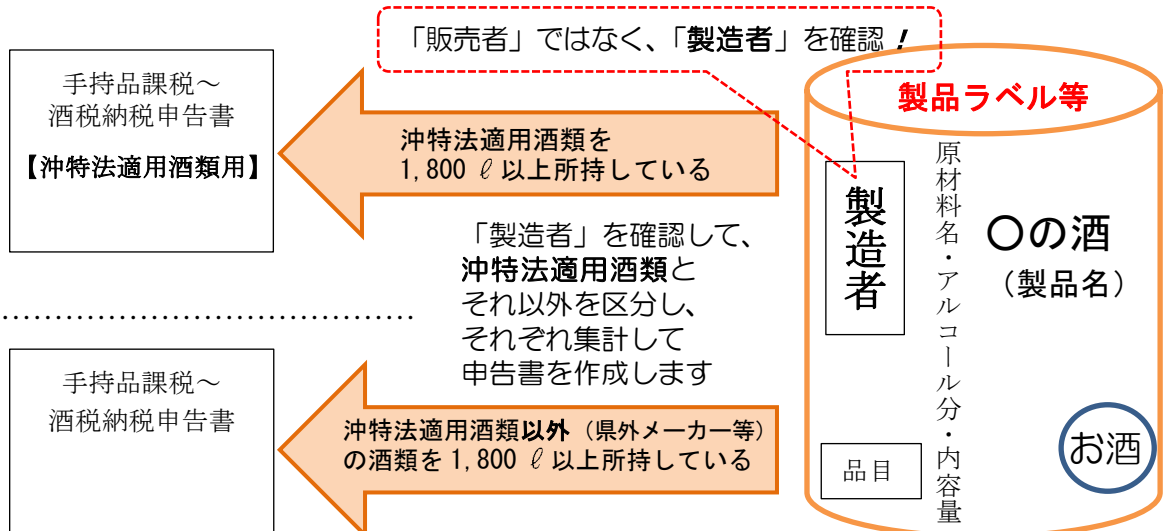
【沖特法適用酒類とは】

- ▶ 沖縄県内で復帰前から製造免許を受けていた酒類製造場が製造した酒類です。
- ▶ 沖特法適用の酒類製造場から沖縄県内に移出された酒類は、酒税法により算出した酒税額から、沖特法による軽減割合分、軽減された酒税額になっています。

【沖特法適用の酒類製造場とは】

- ▶ 沖縄県内の酒類製造場のうち、沖特法施行（昭和47年5月15日）前から免許を受けて酒類を製造していた製造場（泡盛製造場、オリオンビール(株)、泰石酒造(株)、(資)バートン）です。

- ▶ 令和5年10月1日に所持している酒類の「製造者」を確認して、沖特法適用酒類と沖特法適用酒類**以外**に区分します
- ▶ 区分した後、それぞれの酒類の品目ごとの在庫数量を確認します



手持品課税等の申告対象判定フローチャート

令和5年10月1日に、引上対象酒類（酒税率の改正や酒税の軽減割合変更により、酒税額が増加する酒類）を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者等（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）である

はい

いいえ

所持する酒類を沖特法適用酒類とそれ以外に区分して、在庫数量を確認したとき、沖特法適用酒類の引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上若しくは、沖特法適用酒類以外の引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上である

（両方1800ℓ以上ある場合は、それぞれ申告・納税が必要です。）

※ 複数の場所（複数の店舗等を経営）で酒類を保持している場合は、令和5年10月1日午前0時現在における 複数の場所で保持する引上対象酒類の合計数量で判断します

品目等	令和5年10月1日現在の 沖特法適用酒類 の在庫数量
新ジャンル リキュール(発泡性)	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
発泡酒 麦芽比率 25%未満	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
リキュール(発泡) (ホップ等を原料としないもの)	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
焼酎甲類	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
原料用アルコール	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
ウイスキー	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
スピリッツ	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
甘味果実酒	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
リキュール	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
合計	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ

品目等	令和5年10月1日現在の 沖特法適用酒類以外の在庫数量
新ジャンル その他の醸造酒	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
新ジャンル リキュール(発泡性)	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
果実酒	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ
合計	ml ÷ 1,000 ⇒ ℓ

合計が、1,800ℓ以上の場合、手持品課税等の申告が必要です

合計が、1,800ℓ以上の場合、手持品課税等の申告（【沖特法適用酒類用】）が必要です

1,800ℓを
350ml 缶ビール
24本入り1ケース
で換算すると・・・
215ケース分！

所持数量は1,800ℓ以上あるか。

はい

いいえ

対象酒類のうち、引下対象酒類（★）のみを所持する貯蔵場所がある
※所持する引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上であっても、引下対象酒類については申告義務がないことから、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所について還付申告を行うためには、その所轄税務署に届出を行う必要がある
★沖特法適用酒類の引下対象酒類 → ビール、発泡酒(麦芽比率50%以上)、清酒
★沖特法適用酒類以外の引下対象酒類 → ビール、発泡酒、清酒、その他の醸造酒

引下対象酒類を所持する貯蔵場所があり、還付又差額を計算した結果、引下げ額が多くその差額の還付を受けようとする方

ない

ある

はい

いいえ

令和5年10月31日（火）までに所轄税務署に手持品課税等の申告が必要です
また、令和6年4月1日（月）までに納税が必要となります

令和5年10月31日（火）までに、貯蔵場所ごとの所轄税務署に手持品課税等の適用を受ける旨の届出を行った上で手持品課税等の申告が必要となります
ただしこの場合、左記の申告・納期限までに引上対象酒類を所持する全ての場所についても申告が必要となります

税務署への手持品課税等の申告は不要